第

6716

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 7月 5日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 会社が負担したマスクや消毒液

Q:新型コロナの感染予防に社員が負担したマスクや消毒液などの費用を会社が負担しようと思っています。どのように取り扱われますか?

A:次のように取り扱われます。

【解説】

会社が社員に対して、業務のために通常必要な費用(例えば、勤務時に使用する通常必要なマスクや石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋等の消耗品費)について、その費用を精算する方法(従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法)により支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません(会社がマスク等を直接配付する場合も同様です)。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用(例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費)について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

なお、会社においては、原則として、これ らの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与と して損金の額に算入できることとなります。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】